

業務仕様書

1 業務名

円山球場バックスクリーン塗装保全業務

2 業務概要

円山球場のバックスクリーンの塗装が、経年劣化により色あせており、競技に支障があることから保全を行う。

3 履行場所

円山球場（札幌市中央区宮ヶ丘3番地）

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月14日(火)まで

※履行期間内にマニフェスト伝票(E 票も含む)の写しを提出し、完了期限までに最終処分が終了したことを示すこと

※履行期間中には、バックスクリーンに近接した位置でスコアボード改修工事を実施していることから、作業日時については、当該工事の関係者及び担当職員と十分に協議を実施すること。

5 業務内容

(1) 仮設足場 架組み ……1式

(2) バックスクリーン コンクリート部グラウンド面 塗装

・R4 年度に実施したアスベスト調査業務の結果、下地調整材でアスベストが検出されている(別紙 分析結果報告書 参照)。

・コンクリート部寸法 幅 7.5m、高さ 15m

ア.剥離養生 ……1式

イ.環境対策旗剥離剤塗布、塗膜剥離、高圧洗浄 ……112.5 m²

ウ.下塗り(弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー) ……112.5 m²

エ.上塗り 2回(弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料) ……112.5 m²

オ.剥離剤集積、詰込み 1式

(3) バックスクリーン 鉄部グラウンド面 塗装

・鉄部寸法 ①幅 2.5m、高さ 15m

②幅 2.75m、高さ 15m

ア.下地調整 RB種 ……79.0 m²

イ.下塗り(弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料) ……79.0 m²

ウ.上塗り 2回(弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料) ……79.0 m²

(4) バックスクリーン 鉄部裏面 塗装

- ・寸法は(3)バックスクリーン 鉄部グラウンド面と同じ。アングル下地材部分も塗装する。
- ・下地アングル部分で腐食が発生していることから、さび転換材で補修を行ってから補修する。補修面積は鉄部面積の20%程度とする。

ア.下地調整 RB 種 ……100 m²

イ.さび転換型塗料 2回塗装(サイエンスエンジニアリング サビパンチ想定。同等品可。) ……20 m²

ウ.下塗り(弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料、アングル下地含む) ……100 m²

エ. 上塗り 2回(弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料、アングル下地含む) ……100 m²

(5) バックスクリーン コンクリート部裏面 爆裂部補修 ……1式

- ・コンクリート部面積の20%程度を補修する。

(6) 産業廃棄物処理 ……1式

[留意事項]

- ・色については、フェンス等の色と合わせる必要があることから、施設及び担当職員と協議して決定すること。

6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	工程表	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
	業務計画書	
完了時	完成図書 (以下の書類を綴じる) ・業務計画書 ・写真帳 ・マニフェスト伝票の写し	CD-R 等にて電子データも提出すること 書類を綴じる際は見出し等を付け分かりやすくすること ・承諾済みのもの ・履行期間内に E 票も含めて提出すること
	完了届	

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (4) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (5) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(平成31年版[平成31年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。